

旭川市愛育センター支援プログラム

令和6年10月作成

令和8年4月改定

1 基本理念

旭川市こども計画に基づき、次代を担うこどもの幸せを第一に考え、地域の人々の支えの中で、こども自身が明るく、たくましく、喜びに満ちたこども時代を過ごし、親もまた安心して子育てができる環境の下、こどもの成長に喜びを感じられる社会の形成を目指す。

2 愛育センターの役割(方針)

児童福祉法に基づく通所施設として、未就学の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、日常生活における基本的な動作の習得、知識技能の付与、集団生活への適応その他の便宜を提供するとともに、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮がなされるよう支援を提供する。

また、地域の中核的な施設(児童発達支援センター)として支援を展開し、こどもとその保護者が地域社会の一員として豊かな生活を送ることができるよう支援体制の充実を図る。

3 開所日、開所時間及び休所日

開所日は月曜日から金曜日まで、開所時間は午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び12月30日から翌年1月4日までは休所日とする。

4 通所方法

保護者送迎又は送迎バスによる通所とする。なお、旭川市に住所を有するこどもで身体の障害等により送迎バスの利用が困難であると市長が認めた場合は、旭川市愛育センター通所費支給要綱に基づき、通所費の一部を支給する。

5 支援内容

(1) 本人支援

こどもの状態に合わせた合理的配慮の下、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域を含めた総合的な支援を提供し、日常生活における基本的動作の習得、集団生活への適応、人と関わる力を支援することで、自身の「育つ力」を育む。

ア グループ支援

(ア) 日課

単身通所グループ(2～5日/週)

時 間	内 容
8:45	バス送迎
10:00	朝の準備・体操・朝の会・設定活動
11:30	食事指導・自由遊び
13:30	集団活動
14:20	帰りの準備・帰りの会
14:30	降所・バス送迎

親子通所グループ(1日/週)

年 齢	時 間
0・1歳児	10:00～11:00
2歳児	10:00～11:00
3歳児	10:00～11:30
4歳児	13:30～15:00
5歳児	13:30～15:00
	9:45～10:45/11:00～12:00(個別)

(イ) 内容(グループ療育)

a 遊び(運動・感覚・認知・行動)

- (a) 様々な遊びを通して、体の動かし方や力のコントロール、柔軟性や瞬発力、バランス感覚等を養い、日常生活に必要な動作の基礎を身につけることができるよう支援をする。
- (b) 様々な感覚や感触を経験できるような環境や遊びを提供し、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。
- (c) こどもが自発的、意欲的に関われるよう分かりやすい環境をつくり、状況の把握や理解、行動につなげることができるよう支援をする。
- (d) 遊びの中で、物の機能や属性、大小、数、色等、概念の形成を図り、日常生活に活用できるよう支援する。
- (e) 自然に触れたり、気候の違いを体感したりすることを通して、季節に応じた遊びや生活の仕方等に興味や関心が持てるよう支援する。

b 生活(健康・生活)

- (a) こどもの心身の状態を把握し、健康で安全な生活ができる環境を整える。また、小さな変化を見逃さないよう、きめ細やかに観察し、心身の異変に気付いた場合は適宜対応する。

- (b) 食事、排泄、着脱等、基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、生活場面における環境の工夫を行いながら、こどもの発達状態に合わせた支援を行う。
- (c) こどもの特性に配慮しながら、時間や空間を分かりやすく構造化し、生活するための基盤をつくり、地域社会で生活しやすくなるよう支援する。
- (d) 食事のマナー、食具の使い方、食事時の動作や姿勢、咀嚼嚥下、偏食への対応等、食事に関する支援を行う。
- (e) アレルギー、てんかん、医療的ケア等、特別な配慮を要するこどもに対し、主治医の指示の下、適切な対応を行う。

c 社会性(言語・コミュニケーション・人間関係・社会性)

- (a) 表情や身振り、言葉等、様々な手段を活用し、大人やこども同士のやりとりを深めながら、コミュニケーション能力向上のための支援を行う。
- (b) アタッチメント(愛着)の形成と安定を図るため、「心の安全基地」として、こどもの気持ちに寄り添い、環境や人への信頼感・安心感を育むよう支援する。
- (c) 大人や同年代のこども同士とやりとりの経験を通して、社会性、協調性など総合的な発達を促し、徐々に周囲との関わりを深めることができるよう支援する。
- (d) ルールを理解しながら集団活動に参加し、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを知ったりする経験を通して、相互理解を深めることができるよう支援する。

イ 個別支援(リハビリテーション)

(ア) 訓練時間

	時 間
1 コマ目	9:15～
2 コマ目	10:15～
3 コマ目	11:00～
4 コマ目	13:00～
5 コマ目	13:45～
6 コマ目	14:30～
7 コマ目	15:15～

理学療法は35分、作業・言語聴覚療法は30分

(イ) 内容(理学療法・作業療法・言語聴覚療法)

- a 理学療法士が実施する理学療法を通して、こどもの感覚・運動機能の発達を促し、基本的な運動機能の獲得を目指す。
 - (a) 粗大運動機能の発達を促す。(日常生活活動や坐位、立位、移動動作等の獲得に向けての訓練)
 - (b) 感覚・運動機能訓練(感覚入力、痙性抑制、姿勢保持、基本動作、バランス、日常動作訓練等)を行いながら、集団活動や家庭での生活を楽しむことができるよう支援する。

- b 作業療法士が実施する遊びを中心としたいろいろな作業活動を通して、個々の発達課題(運動機能、日常生活活動能力、学習基礎能力、心理社会的発達等)や将来にわたる生活を考慮した訓練を行う。
 - (a) 肩や肘を含めた手の機能(つかむ、つまむ、離す等)向上と、日常生活に必要な巧緻運動、両手操作、目と手の協調性など、巧緻運動機能の発達を促す。
 - (b) 書字動作等、学校生活に必要な学習活動を含めた、日常生活活動能力の発達を促す。
 - (c) 種々の遊びやゲーム、グループ活動等を通して、情緒の安定、自己統制力の向上、対人関係、役割遂行等、心理、社会性の発達を促す。
- c 言語聴覚士が実施する言語聴覚療法を通して、遊びを通して日常生活に必要なことばを理解し表現すること、コミュニケーションを楽しむこと、また、摂食嚥下機能の発達を促すことで豊かな生活を送ることができるよう目指す。
 - (a) 言語発達検査(国リハ式(S-S法)言語発達遅滞検査、絵画語彙発達検査等)を、定期的に行い、客観的に言語の発達をとらえ指導内容に反映する。
 - (b) こどもの興味に合わせ、遊びを通して言葉の理解力・表現力を伸ばす。コミュニケーション能力を高め、自分の意志を表現できるよう目指す。
 - (c) 主に給食の場面を通して摂食嚥下機能の発達を促す。

(2) 家族支援

保護者の思いを尊重しながら、こどもの育ちや、家族の暮らしの安定を支える。また、家族からの相談に対する、適切な助言を行い、アタッチメント(愛着)形成を支援する。

ア 保護者支援

- (ア) 親子療育や療育参加日等において保護者とコミュニケーションを取り、発達についての気づきの促しと、家庭での具体的な援助方法、関わり方などについての助言、提案を行う。
- (イ) 個別面談等で丁寧に聞き取りを行い、家族の子育てに関する困りごとや悩みに対応する。
- (ウ) 保護者教室やペアレント・プログラム講座を開催し、子育てに関する知識や理解を深められるよう援助する。
- (エ) 保護者交流会を開催し、保護者同士のつながりへの援助を行う。

イ きょうだい支援

- (ア) きょうだい児に関する勉強会の開催や、きょうだいを含めた相談に応じ、家族全体を支援する。
- (イ) 託児室を設置し、保護者が安心して療育に参加できるようにする。

(3) 移行支援

障害の種別に関わらず、全てのこどもが同年代のこどもとともに成長できるよう、可能

な限り、地域の保育、教育等の支援を受けることができるよう援助していくとともに、こどもの発達状況や家族の意向に寄り添いながら、地域の保育・教育機関等と連携し、一貫性のある支援が提供できるよう協力体制の構築を図る。

ア 見込まれる成長や環境の変化に伴う影響等を丁寧に説明しながら、移行についてニーズの確認を行い、必要な情報を提供する。

イ センター内での支援形態の変更や併用通所等、段階を追って移行していけるよう支援する。

ウ こどもの状態や支援内容等についての情報共有や、移行先の支援体制づくりの協力を行う。

(4) 地域支援・地域連携

障害のあるこどもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、本人を中心に据えた支援が行われるよう、各関係機関と連携を図り、切れ目のない支援体制を構築する。

ア 通所するこどもに関わる関係機関(保育所等、医療機関、発達支援事業所等)と連携し、当該こどもについて一貫した支援を行う。

イ 就園や就学を見据えた情報提供や、相談支援事業所や医療機関等での切れ目のない支援の利用を推進する。

6 職員の質の向上に資する取組

- (1) 職員間の情報共有・検討に関する各種会議等の定期的な開催
ケース会議、グループ会議、担当者会議、指導会議、給食会議等
- (2) 必要な知識及び技術の習得、維持及び向上を図る職員研修等の実施
- (3) BCP(業務継続計画)、感染症対策、防災対策、虐待防止等、各種ガイドライン等で定められている職場内研修の実施
- (4) 嘱託医、外部講師による職場内研修の実施
- (5) 児童発達支援の能力向上の研修(児童発達管理責任者研修、強度行動障がい支援者養成研修等)の受講
- (6) 発達支援関係機関等で開催される研修会やセミナーや各種協議会等への参加

7 主な行事

- (1) こどもの行事
始まりの会、親子遠足、愛育センターまつり、親子運動会、クリスマス会、おわかれ会、修了式、交流保育、バス散歩、内科健診、歯科検診、身体測定、各種避難訓練
- (2) 保護者向けの行事
療育説明会、個別面談、保護者教室、保護者交流会